

# 令和8年度アリーナに関するワークショップ開催業務委託 仕様書（案）

## 1 業務名

令和8年度アリーナに関するワークショップ開催業務委託

## 2 業務背景

現在、岡山市が進めるアリーナ整備事業について、事業の必要性や意義や経済効果をはじめとするアリーナがもたらす様々な効果等について更なる説明が求められている。

また、これまで岡山になかった魅せるアリーナを岡山のまちづくりに活かしていくための未来志向での議論も必要とされている。

## 3 業務目的

アリーナの必要性や意義など、整備事業に対するさらなる理解の促進と、完成後の期待など、アリーナを自分ごととして未来志向で考えながら、建設への機運を醸成するワークショップを開催すること。

## 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5 委託業務の内容

ワークショップ開催業務

### (1) 概要

- ・多様な年代・属性の市民が参加するアリーナ整備事業をテーマにしたワークショップの開催

### (2) 開催期間及び開催回数

- ・令和8年4月～令和9年2月の間に最低5回開催（参加者に応じた曜日や時間の設定を想定）
- ・詳細な日程及び時間については、協議し決定する。

### (3) 開催場所

- ・多くの市民が参加しやすいものとなるように提案する企画に相応しい場所とすること。

### (4) 参加者数

- ・1回あたり20名程度

### (5) 開催時間

- ・1回あたり3、4時間程度を基本とし、提案する企画に相応しい開催時間とすること。

### (6) 広報

- ・ワークショップの開催を効果的に市民へ周知・PRするための広報を行うこと。(PRに必要なチラシ等を作成すること。)

#### (7) 開催形式・内容等

- ・多様な年代・属性の市民の参加を促す工夫を図ること。
- ・参加者の主体性や当事者意識を育み、建設的な意見やアイデアを引き出すなど、活発な意見交換の場となるように開催形式や実施手法等を受託者が企画すること。
- ・オープニングトーク、ガイダンス、アイスブレイク、意見のまとめ、講評等を想定
- ・アリーナ整備事業のスケジュールや進捗状況に加え、反対意見や機運醸成に係る課題を踏まえ、ワークショップで語りあうテーマを企画すること。なお、進捗状況については別添資料「アリーナ整備事業スケジュール(案)」を参考とすること。

#### (8) その他の実務内容等

- ・参加者の募集、受付、とりまとめ
- ・参加者への開催通知
- ・ワークショップの運営に必要なファシリテーター等のスタッフの配置
- ・会場準備、当日の運営・進行、受付業務、必要資料の作成
- ・開催記録(写真撮影、会議録等)
- ・その他、ワークショップの開催にあたって必要な業務

#### (9) 結果の取りまとめ及び実施報告

- ・ワークショップに参加していない市民に対しての広報素材として、HPやSNS等で活用できるように参加者の発言・ポイント・要旨・意見集約の結果等をわかりやすく取りまとめ、絵図や写真などを挿入したA4、カラー、1枚程度の実施報告の作成(ワークショップ終了後速やかに)

#### (10) 費用負担

- ・費用についてはすべて受託者の負担とする。

#### (11) その他

- ・アリーナ整備事業の概要など、参加者が事業を理解するための説明等が必要な場合、岡山市が行う。
- ・合理的配慮(手話通訳・要約筆記の実施等)が必要な参加者が見込まれる場合、必要な配慮への対応をすること。この場合の費用については、岡山市と協議し決定する。

## 6 プロジェクト管理

受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程におけるプロジェクト管理(各作業の進捗状況の把握、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、岡山市への迅速な状況報告等)を徹底すること。

## 7 会議

業務の開始に当たり、契約締結後速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行う

ために会議を開催する。また、本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて随時開催するものとする。

受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

## 8 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

## 9 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と「個人情報の保護に関する法律」に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

## 10 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

## 11 成果品

成果品	納期（目安）※	提出方法	備考
ワークショップ用資料	各ワークショップ開催日の15日前まで	修正が可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint等）にて作成し、納品すること	
ワークショップ用PRチラシ等のデータ	各ワークショップ開催日の50日前まで	JPEGなどの画像データおよび、PowerPoint等編集可能なデータ	
各ワークショップの結果取りまとめ及び実施報告	各ワークショップ終了後速やかに	修正が可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint等）とする。	発言・ポイント・要旨・意見集約の結果等を取りまとめるとともに、写真などを挿入した実施報告を提出すること。

※納期は目安とし、協議により決定する。

## 1 2 成果品の利用

- (1) 岡山市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。
- (2) 岡山市は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要又は本市の業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集又は表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も、期間・態様の制限なく利用することは難しいと岡山市が判断した場合は、双方協議の上、岡山市は、成果品の利用期間の限定、利用態様の限定を行うものとする。

## 1 3 知的財産権等

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、岡山市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 1 4 再委託

本業務について再委託が必要となる場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

## 15 その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書、契約書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上決定すること。
- (2) 岡山市は必要に応じて本業務の実施状況について、報告を求めることができることとする。
- (3) 本業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、処置を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。
- (4) 令和8年2月19日に公示した令和8年度アリーナに関するワークショップ開催業務委託企画競争において提出した企画提案書に基づき委託を履行すること。